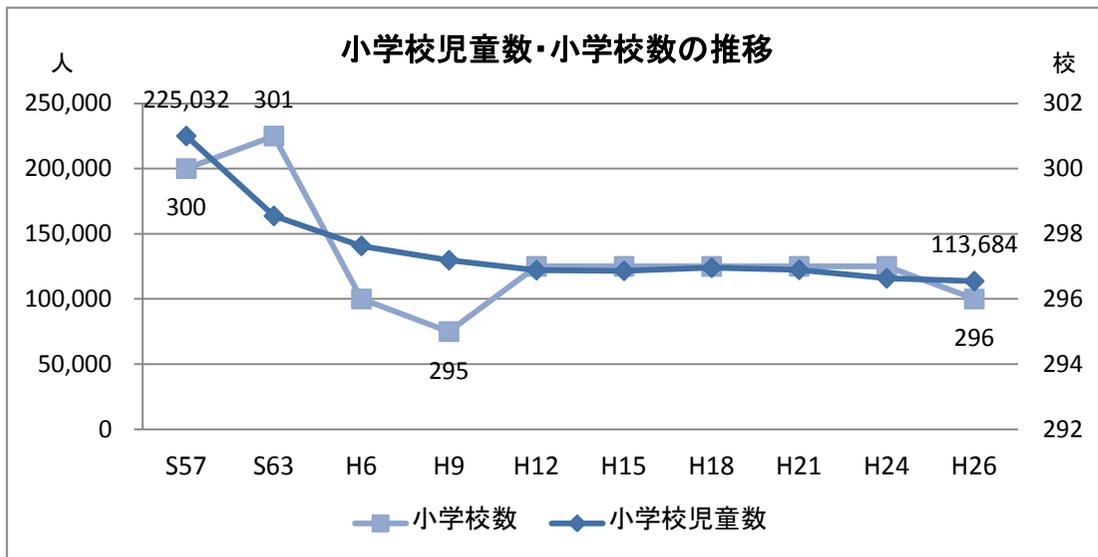


## 今後の学校適正配置の進め方について



## 学校適正配置対象校数(行政区別、分類区分別)

平成27年4月1日現在

行政区	分類						対象校数	総校数
	①	②	③	④	⑤	⑥		
北						4	4	11
都島					1		1	9
福島				1		1	2	9
此花					1	1	2	8
中央				1			1	7
西						3	3	8
港				1	3	2	6	11
大正				1		1	2	10
天王寺						2	2	8
浪速	1	1		2		2	6	8
西淀川			1	1		2	4	14
淀川		1		2			3	17
東淀川						4	4	17
東成				1	1	4	6	11
生野		2	2	3	2	4	13	19
旭				1		1	2	10
城東		1		1	1		3	16
鶴見							0	12
阿倍野						1	1	10
住之江			1		3	1	5	15
住吉						1	1	14
東住吉				1		2	3	14
平野				1	1	2	4	23
西成		2		1		2	5	11
計	1	7	4	18	13	40	83	292

## 学校適正配置の実績

小学校数		校数の増減	増減の内訳	
昭和63年4月	平成27年4月		統合による減	新設による増
301	292	▲ 9	▲ 15	6

## 小学校の適正配置(統合)の基準

(平成22年2月 大阪市学校適正配置審議会答申より)

- ① 複式学級※1がある小学校。または、複式学級はないが、全ての学年の児童数が20名未満で、男女比に著しい偏りがある小学校。
- ② 児童数が120名を下回り、今後も120名以上になる見込みがない小学校。
- ③ 児童数が120名以上であるが、今後120名を下回る見込みの小学校。
- ④ 今後とも全学年単学級※2の状況である見込みの小学校。
- ⑤ 現在7学級以上11学級以下であるが、今後全学年単学級になる見込みの小学校。
- ⑥ 今後、7学級以上11学級以下になる見込みの小学校。

※1 2つの学年の児童で編制する学級のこと

※2 1学年の学級数が1学級である状態

# 分権型教育行政における学校適正配置のあり方

## 今後の区(区担当教育次長)の役割

区担当教育次長が広く区内の教育環境や教育内容の充実、まちづくりの観点から保護者、地域住民や学校長の意見を聞きながら、主体的に学校適正配置を進めていく必要がある。

### 1. 区担当教育次長による再編プランの策定

### 2. 区担当教育次長の責任による再編計画の遂行

### 3. 統合によるメリットの明確化

- ア. 統合の特色化、活性化
- イ. 小中一貫校の設置(教科担任制の導入、中学校給食の自校調理)
- ウ. 個別事案への対応(モデル校や研究校の設定等)
- エ. 地域コミュニティの特色化、活性化

### 4. 閉校後の土地・建物の転活用について

- ア. 引き続き地域コミュニティの拠点とし、投票所や災害時避難所として指定
- イ. 他の公共用施設への転用、企業等への条件付使用貸借等、市有財産のまま転活用
- ウ. ア及びイに該当しない場合、区担当教育次長が住民に対して説明し、理解を得たうえで速やかに売却

#### 再編プラン策定時の情報提供

- ・児童数(推計を含む)
- ・校舎情報(教室数等)
- ・過去の学校適正配置の実践例
- ・教育的観点からの助言 等

#### 地域並びに保護者との 調整時におけるサポート

- ・教育的観点からの見解説明
- ・校舎レイアウト、改修の可否等の検討

#### 統合によるメリット 検討の際のサポート

- ・教育的観点からの助言
- ・財源等条件整備にかかる検討・協力

### 教育委員会の主なサポート